

鹿屋市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正
する要綱

鹿屋市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成28年鹿屋市
告示第184号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

チューブ型 包帯	皮膚疾患群に 罹患してお り、軽微な外 力により水疱 やびらんを生 じ、皮膚障害 を起こすこと がある者	外力から皮膚を保護できる もの	—	170,500 円
-------------	---	--------------------	---	--------------

別表備考2中「及び人工鼻」を「、人工鼻及びチューブ型包帯」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。